

# 安全就業のための受注基準

## 基準 1 高齢者に相応しい業務・作業に限ること。

- ① 高齢者の能力・体力に見合った業務・作業に限る。
  - ㊦ 重量物の運搬等する業務・作業
  - ㊧ 動作の緩急が激しい業務・作業
  - ㊨ 深夜 (22 時以降) の業務・作業

## 基準 2 安全な場所等の業務・作業に限ること。

- ① 危険でない場所等の業務・作業に限る。
  - ㊦ 2 m 以上の高所の場所等での業務・作業 (植木剪定を除く。)
  - ㊧ 重機を使用する業務・作業
- ② 有害でない業務・作業に限る。
  - ㊦ 劇薬や毒性の強い農薬等を扱う業務・作業
  - ㊧ 強い悪臭等のある劣悪な就業現場での業務・作業

## 基準 3 事故・トラブル等の発生が見込まれない業務・作業に限ること。

- ① 損害賠償額等が多額となる業務・作業の受注はしない。
  - ㊦ 価格が高額な物品・機器等を取り扱う業務・作業
- ② 2 ヶ月以前の未収金が発生している業務・作業の継続受注はしない。
- ③ 商工会等の地域団体とのトラブルが発生しない業務・作業に限る。
  - ㊦ 労働者の雇用喪失、労働条件等を低下させる業務・作業

## 基準 4 請負・委任の業務・作業を受注する場合には

- ① 業務内容や業務量により、受注が可能な業務・作業に限る。
  - ㊦ 受注額の見積・契約が 1 人工賃等の単価で計算される業務・作業
  - ㊧ 発注者が就業会員や就業人数を指示する業務・作業
  - ㊨ 発注者が就業時間や休憩時間等を指定する業務・作業
- ② 就業会員の責任と裁量できる業務・作業に限る。
  - ㊦ 指揮命令や混在就業が発生する業務・作業 (シルバー派遣事業を除く。)
  - ㊧ 生産ライン等に組み込まれる業務・作業 (シルバー派遣事業を除く。)

## 基準 5 その他

- ① シルバー事業の理念・目的に相応しい業務・作業に限る。
- ② 関係法令に抵触しない業務・作業に限る。